

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年9月20日（平成29年（行情）諮問第375号）

答申日：平成29年12月21日（平成29年度（行情）答申第398号）

事件名：特定の筆界特定手続に関して不動産登記法に反する資料で判断した事由が正当である証拠の文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙2の2に掲げる71文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月24日付け総第319号により、徳島地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 筆界特定書の○頁○・○・○の文脈内容を、二律背反的に解釈した。

特定の筆界特定事件（以下「本件事件」という。）の筆界特定書は、筆界調査資料の不動産登記法（以下「不登法」という。）142・143条の事実調査で、申請人が筆界線を○頁○等で筆界点を提示したが、その調査検討無く、しかも○頁「○・○・○」で確定した筆界線は申請人が主張した筆界線の文脈内容と同じ判断である。同じ内容の申請人の意見を拒否して、同じ内容の別の筆界特定書を作成して申請人の主張を排除して、同じ内容の別の筆界特定書を作成した。文脈内容が申請人と同じ文脈であるので、処分庁の別の判断資料が存在すると解する。同じ内容の別の資料の開示を求める。同じ内容の原始公図を二律背反に解釈する可能な公文書の内容の開示を求める。文脈内容の筆界特定書記載内容を、文脈内容を維持して、異議申請人申請内容を排除して、同じ内容を二律背反的に解釈可能な行政文章の開示を請求する。

（ア）申請人主張・・・番地の所在順番（北から順に、特定番地A・特定線A・特定線B・特定番地B）

(イ) 処分庁の判断・・・番地の所在順番（北から順に、特定番地 A・特定線 B・特定線 A・特定番地 B）

ただし特定線 A は特定番地 B の先を判定。文脈は原始公図の通りである。

(ウ) 上記（ア）（イ）の内容は同じ内容である。筆界点の事実認定は同じ筆界点である。

ただし処分庁は添付○（略。添付資料については以下同じ。）の資料○頁には国との境界を求める申請書であるが、○頁「○・○・○」は○から○m○が筆界である判断をしているが、添付○頁の申請書には、○m○への移動申請はない。行政文書の開示を求める。○頁「○」の○の○側面に沿った線を○方向に延長した線と○の○側面に沿った線を○m○側に平行移動した線との交点が東の筆界点の判断である。申請人は○頁○ないし○及び○頁○「○」で○が境界である申請を法務局は認めている。申請人の境界と処分庁の筆界点の認識点の開示資料が必要である。不登法 1 4 3 条 1 項・1 5 8 条・通達 1 4 4 項の調査資料の現地における位置の開示を求める。

(エ) 上記（ア）（イ）は同じ内容であるが処分庁の判断は、文脈は同じ内容でありながら、（ア）の文脈内容を否定して、○頁「○・○・○」で、「○」の文脈内容を用いて、「○」の内容を処分庁は排除して、「（ア）」の内容を記載して「（ア）」の内容を排除した。同じ記載内容を二律背反に解釈する行為は処分庁の誤りである。二律背反行為を区別して、異なる内容に解釈可能な行政文書の開示を求。○頁「○・○・○」の内容を、「○の住宅地図の記載内容」で説明書の開示。○頁と○頁○の境界確定書の相違の説明を望む。後に記載した。二律背反の説明を求。

(オ) 筆界特定書○頁の添付○の特定年月日の議定書内容が法令に反する筆界書である。法令違反の効力の訂正請求。

イ 資料添付○の○頁の「境界確定書」は○頁○の境界確定書と異なる 4 名で作成した筆界特定書である。法律行為が異なる。

(ア) 処分庁は、添付○の○頁の筆界確定書と○頁○記載の境界確定書は別内容である。処分庁が、境界確定書の内容を判断した、資料は添付○の○～○頁の書面で、筆界特定書を作成した資料である。

a 添付○の資料○～○頁の資料は、特定番地 A ○が、国に対して○頁で境界確定を求めた内容である。

b ○～○頁の資料は○と国の私的債権契約の契約書である。第三者に対する効力は存在しない。不開示 6 8。

c ○頁○の境界確定書で、所有者でない甲地前所有者が、境界確定書に署名・なつ印した記載である。

(a) 甲地前所有者は、○～○頁の資料に署名していない。境界確定書を甲地前所有者の署名・なつ印行為を筆界特定点の境界点の事実認識に解釈する内容である文章ではない。境界確定書に署名・なつ印した記載は、土地所有者でない甲地前所有者が境界確定書に署名・なつ印した文脈である。文脈は甲地前所有者が代理権を有しないが、代理権を有する解釈で、境界確定書に署名・なつ印した行為の記載である。処分庁が、○頁○で境界確定書を、作成した判断を示した内容は、○頁の境界確定書と別の境界確定書である。別の境界確定書に署名・なつ印した行為は、添付○頁の境界確定書と別の境界確定書に署名なつ印した判断である。○頁の境界確定書と、○頁○の境界確定書別の境界確定書である。

(b) ○頁○の境界確定書の文面で記載されている「しかしながら、・・・境界確定書に署名・なつ印行為は、処分庁が記載した4名が作成した(○頁と別の)境界確定書である」。特定個人Aは○頁○の境界確定書には署名していない。4名の境界確定書は、処分庁が判断した内容は、国と○の債権契約の境界確定書である。法務局が判断した○頁○の境界確定書に甲地前所有者の署名・なつ印行為は、存在しない。○頁○の境界確定書に特定個人Aが署名した書面の開示を求める。○頁の境界確定書は○頁書面に関する境界確定書である。資料○～○頁の資料は○と国の債権契約の署名・なつ印である。債権契約は不開示68で他人間に効力は及ばない。特定個人Aが資料○～○頁の資料で関係の有る書面は様式4号の書面以外の境界確定書に關係の有る書面の開示を求。筆界の事実認定に間接する書面の開示を求める。

又、○頁○の境界確定書の署名・なつ印行為の關係人1・特定個人Aの署名は境界確定書の署名ではない。關係人1・特定個人Aの署名・なつ印を○頁○の境界確定書に引用する法律要件は存在しない。○頁の債権契約書面は、○と国の債権契約の署名である。○頁○の処分庁が作成を判断した境界確定書には、特定個人Aの署名はない。筆界点の事実認識内容を判断する確定点の書面に該当しない。

(c) 処分庁が判断した○頁○の境界確定書の判断する申請書面の開示を求。

d ○頁○の境界確定書は、代理権の権限は不明であるが代理権の存在を認めた判断である。処分庁は代理権授与は法律行為である判断の検証をしていない。代理権の処分庁の判断内容で代理権が

生じる法的要件の開示を求。代理権の権限を生じる内容の根拠の規定がないが、代理権が生じる法律要件の開示を求。○頁○の境界確定書は甲地前所有者・乙地管理人・関係人1・対測地所有者が作成した○頁の境界確定書と別内容の境界確定書である。○頁の書面は国が作成した書面である。4名が作成した内容は、○頁の境界確定書は○頁の申請内容を根拠としているが、処分庁は作成を判断した○頁○の境界確定書の対象物の書面の開示を求める。

ウ 法律行為の要件事実の開示・境界確定申請書には、記載内容が○から○mの所が境界確定書で申請書が存在しない書面の開示・及び添付○の○頁「○」・○頁○「○」で特定線A・特定線Bの位置が筆界特定書の判断した文脈記載内容が筆界特定書○頁○等で異議申請人が判断を求めた内容と同じ内容であるが、異議申請人の主張を排除した資料の開示を求。○頁の筆界点の起算点は間違いである。○番いいと○番位の○の境界は確定しているが、○の境界は異なる。上記○頁の境界線を申請人は主張している。○の○側の点が特定番地Bの境界である資料の開示を請求する。○頁の境界確定書の被王立行為者が異なるので○頁と○頁○の境界確定書は別内容である。資料添付○と○頁の境界確定書の資料を同一の資料ではない。同一の資料を使用が可能な行政文書の開示を請求する。

(ア) 添付○の○頁の境界確定書は、○と国の2名の債権契約で国が、境界確定書を作成した。しかし処分庁は、添付○の○頁○の境界確定書作成を4名で作成したと判断した。4名の中に筆界申請書要件に該当しない土地所有者でない特定個人Aを該当者に記載している。又境界確定の不登法123条に該当する土地を所有していない特定個人Aを該当者の対象にしている。添付○の○頁の境界確定書の法律行為は、2名の境界線の債権契約である。添付○の○頁の境界確定書は4名の債権契約である。特定個人Aは代理権を所持しない。

(添付○の不開示15等) 特定個人Aが、○頁記載の境界確定書作成要件代理権所持の開示を求む。特定個人Aが現地協議確認書に署名した筆界点の認識点の開示測量点の開示を求める。境界確定書を請求した内容が、筆界点の事実内容に係る筆界点の開示を請求する。通達144項の特定個人Aの委任状の開示。

(イ) 特定個人Aは、境界確定書作成要件者(不登法123条等)に該当する要件の開示。

(ウ) 処分庁が○頁の境界確定書の資料は、添付○の○頁の境界確定書である。添付○の○頁の境界確定申請書は、国と○の債権契約の申し込み内容、それに対する国の書面は○頁の境界確定書である。特定個人Aの境界確定書の徳島県に対する法律契約の境界確定書の申

請書面の開示（添付○の○頁の特定個人Aは境界確定書に署名・なつ印した処分地の記載が存在する。境界確定書に署名した書面の開示請求。ただし本件は添付○の○と国の債権契約である。添付○の債権契約に特定個人Aは法的に関与する規定の開示を求）

(エ) 国と○の法律行為の相違。国と○の境界確定の債権契約に「特定個人Aが関与して」特定番地Aの先の特定線Aが特定番地Bの先に移動する法的内容の開示を請求する。法律要件の開示資料が存在する。その目的内容書面の開示請求。個人の債権契約で公図変更が可能な法律要件の開示

(オ) 添付○の○頁の債権契約は○頁記載の国に対する債権契約の申込書である。

添付○の○頁○の境界確定書を4名で作成した1名の特定個人A（添付○頁の内容）の申込書の開示と登記名義人の境界確定を求める意思表示書面の開示。国の債権契約に特定個人Aが関与する法律要件の開示を求。

添付○の○頁○の境界確定書の内容の法律要件事実の開示を求。当事者の相違・他人の契約目的の相違・特定番地Aと特定番地Aの先の境界確定の債権契約書面等である。○頁○の境界確定書は○頁内容が特定番地Aと特定番地Aの先の境界線の確定申請書である。○頁○の処分庁が作成を判断した書面は、特定番地Aと特定番地Aの先の境界線の確定書に○から○m○に移動した線を境界とする資料の開示を求。特定番地Bと特定番地Cの○の境界線は確定しているが○の境界線は特定番地Cと異なる。○を請求している筆界特定書○頁○で○が特定番地Bの境界である。○頁○「○」でも処分庁は「○・○」が境界である申請人の意思を処分庁は理解している。

○が特定番地Bの境界である資料の開示。○が筆界である認識の根拠の開示を請求する。通達104・121項の筆界調査委員調査票・通達117項の様式15号の開示の開示。他人の法律行為を無権代理人が申請したと判断した処分庁の書面が存在するので、登記名義人の意思表示の書面・通達144項の委任状の開示を請求する。又他人の法律行為無権代理人が申請したと判断した時は本人の申請書面の開示。特定番地Bの登記名義人が、○頁○の境界確定書。通達144項に記載されている資料の開示を求める。

添付○の○頁で、登記名義人が無権代理人に対して管理権を委任した登記名義人の委任状・意思表示書面の依頼内容の書面の開示。  
a) 「国有財産管理者」と「○」の「債権契約」の内容が、無権代理人の法的内容要件を形成する要件の開示を求める。b) 処分庁判断資料は、下記内容で登記名義人が関与していない行為に対して、

添付○の○頁○の境界確定書の効力が及ぼすと処分庁の法的内容の開示を求。c) 無権代理人の行為が登記名義人に効力を及ぼす内容の開示を請求。申請書○頁は「国有財産管理者」と「○」の「法律目的の債権契約」であるのは明々白々な事実である。

エ 筆界特定書は法律判断である。下記内容で処分庁が判断した内容が、登記名義人に効力が及ぶ法律行為の開示を求。

(ア) 処分庁は、筆界特定書判断の筆界確定書の公図図面は、添付○の○頁・添付○の原始公図の内容になるが、この図面内容と異なり、特定番地Aの○に特定線Bその次に特定線Aの判断をした。筆界特定書内容は故意に文脈と別の内容に変更して記載した。

この内容は、○頁「○・○・○」の処分庁記載内容は筆界特定申請人と同じ内容である。同じ内容でありながら筆界特定申請人の行為を否定して、同じ内容で処分庁が筆界特定内容を排除判断した筆界特定書内容で、筆界特定書を作成記載した。申請人の主張を排除する判断の開示を求める。同じ内容を排除したり、認める判断の資料が存在する。その資料の開示をもとめる。

(イ) 添付○の○頁○の境界確定書と○頁○で記載判断した甲地前所有者が、境界確定書に、署名・なつ印していると判断した。処分庁の境界確定書に署名・なつ印行為は、処分庁が独自に判断した、○頁○の境界確定書面である。○頁○の境界確定書作成を処分庁が根拠なく作成を構築したので、構築した境界確定書の要件を構築するために処分庁が構築を規定した○頁○の境界確定書に甲地前所有者が署名・なつ印した書面と判断した行為は、処分庁の明白な虚偽内容であり、添付○の○～○頁の資料のみが処分庁の判断資料である。他の資料が存在する判断の時はその資料の開示を求める。上記○～○頁の資料内容は、○頁の内容が、「○頁の申請書面に対する国が提出した「境界確定書」」である。本件事件の筆界特定書と○号○頁に記載されている境界確定書の相違の資料説明を請求。

添付○の○頁の境界確定書の様式集は、この書面は、国有財産管理者徳島県知事と協議者○2名の記載・なつ印行為である。他人である特定個人Aが署名する書式要件は存在しない。又○頁と○頁は相関関係の次元が必要な書面である。○頁の稟議書面の根拠は○頁の書面を添付して○頁の稟議を求める行為である。○頁○記載の甲地前所有者が署名・なつ印している書面の開示をもとめる。添付○の○頁の様式4号の現地境界協議確認書の署名は①立会職員「○」国の職員・②協議者「○」、③立会者「特定個人B・特定個人A」の様式4号の書面である。

これらの書面には、内容は別であるが様式集の記載の欠陥は存在

しない。添付○の書面は○頁の申請書面として完成しているので○頁○の境界確定書記載の、「境界確定書」に署名・なつ印している甲地前所有者の行為の署名書の開示を求める。甲地前所有者は所有者ではないが、代理権を有する処分庁の判断である（144項第一分類の申請書と第3分類の委任状）。登記名義人でない他人が登記名義人を代理する法律要件の開示を求。（不開示14・15・26・27・35・36・41・42・43・44・52・69等）処分庁が○頁○で境界確定書に署名・なつ印した書面は○～○頁の書面の行政文書の開示を求める。通達第144項の分類書面に存在する。

(ウ) 処分庁が添付○の○頁○で判断した特定個人Aの法律行為要件が、境界確定書として、無権代理人が行った行為が登記名義人に効力が及ぶ法律要件の開示を求む。通達第144項に記載が存在する。代理権の開示を求。

（不開示13・14・16・17・26・27・28・31・34・35・36・37・41・42・43・44・45・46・50・69等）代理権が存在しなくても、本件事件の筆界特定書が存在するので代理権の存在は確実である。代理権の書面の開示を求。

a 登記名義人と特定個人Aは他人である。他人の債権契約が登記名義人に効力を及ぼす内容の開示。（不開示17・27・28・29・52・53・54・55・58・59・60・61・68等）。他人の債権契約が登記名義人効力を及ぼしているのに、債権契約が他人に効力を及ぼさない法律効果の時は、筆界特定書作成の要件が存在しない事になるので本件事件を作成する要件が存在しない事になる。要件不備の時の筆界特定書の効力の開示を求める。

b 境界確定書作成行為の特定個人Aの権限。

○頁の境界確定書記載内容は登記名義人に効力が及ぶ行為の開示書面を求。

○頁の境界確定書作成書でない者が境界確定書を作成した内容の処分庁の資料の開示。（不開示13・14・16・17・26・27・28・31・34・35・36・37・41・42・43・44・45・46・50・69等）通達第144項に関連した内容。境界確定書作成行為は法律要件である。通達144項の法律行為遂行権限の代理権の開示を求める。通達144項の代理権書の開示。

c 様式4号の書面・なつ印行為（現地協議確認書の署名以外に効力が及ぶ判断であるが効力が及ぶ資料の開示。様式4号の署名を境界確定書作成行為に解釈した資料の開示。特定個人B・特定個

人Aの署名・なつ印行為が境界確定書の署名・なつ印行為に該当する通達144項第2分類書面の開示。債権契約に署名した境界確定書効力規定。

添付○の○～○頁の書面は、境界確定書の○頁の書面のみである。

添付○の書面以外に特定個人B・特定個人Aの署名・なつ印行為の書面開示請求。

境界確定書に署名書の開示。処分庁の○頁には、甲地前所有者が境界確定書に署名している判断である。境界確定書に署名した書面の開示を求める。通達第144項の内容は書面内容に記視が存在する。

様式4号の署名の不開示。18・30・31・32・33・46・67等。

- d 隣接地要件 特定番地Aが、○を隔てた隣接地要件を特定番地Aの隣接地件を処分庁が認めた不登法123条に該当する解釈の開示。

添付○の資料○・○頁の書面は特定番地Aに隣接地の境界線確認要件を、不登法123条の要件に該当しない法律要件である。処分庁は隣接地要件で、不開示20・22・23・25等で特定番地Aを飛び越えた特定番地Bの先が特定番地Aの隣接地の要件である資料を所持しない不開示である。又不開示24・25・30・32・33・62・63・64・65・66・70等でも○から○に○mの所が境界である資料を所持しない内容である。これ等の不開示内容で資料を所持していないが筆界特定書本件事は○頁「○・○・○」で、○から○mの所を筆界と判断した。筆界特定書は、意思の認識行為と解されているが、意思の認識内容の資料が存在するので、意思の認識点の説明が存在しなければ筆界点の判断は不可能である。筆界点の開示を請求する。通達第144項第1・2・分類の目次内容が存在する。開示を求める。行政文章は稟議書面である。稟議には添付資料・公用文書の貼付も必要である。

- e 処分庁の境界線開示。処分庁の境界確定書の法的判断

(以下、略)

## (2) 意見書

審査請求人から平成29年10月22日付け(同月24日受付)で意見書及び資料が当審査会宛てに提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、徳島地方法務局に申請された本件事件に関する行政文書の開示請求（平成29年4月26日受付第25号）に対する処分庁の行政文書不開示決定（原処分）を不服として行われたものである。

なお、審査請求書の記載内容から、部分開示した文書の不開示部分の公開を求めるものではないと判断した。

#### 2 原処分について

本件審査請求の対象となっている開示請求書の記載内容から対象文書を特定した上で決定を行った。

#### 3 原処分の妥当性について

処分庁は、別紙2の2に掲げる行政文書は保有していないとして、不開示決定を行っている。

処分庁による対象文書の特定について検討すると、審査請求人から提出された開示請求書の記載内容に基づき、別紙2に記載した文書1から文書72までの文書を特定しており、審査請求人の記載とほぼ同じ内容で文書を特定していることから、処分庁による対象文書の特定は妥当であると判断できる。

対象文書について、処分庁が別紙2の1以外の行政文書は存在しないとして不開示としたことについて検討すると、審査請求人が審査請求書において存在すると主張する行政文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令及び通達上で規定されているものではなく、また、徳島地方法務局における本件事件の筆界特定手続記録中にも存在しないことが認められることから、処分庁において作成・保有していないことは明らかである。

よって、対象となる行政文書は、別紙2の1以外存在しないと認められ、これを保有していないとして不開示決定をした処分庁の原処分は妥当であると判断できる。

なお、別紙2の1のとおり、本件事件に係る筆界特定手続記録は、個人識別情報等の不開示部分を除き手続記録一式の開示決定を行っている。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年9月20日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年10月24日   | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年11月17日   | 審議                |
| ⑤ | 同年12月19日   | 審議                |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」とい

う。)の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙2の1及び2に掲げる文書1ないし文書72を本件請求文書に該当する文書として特定した上で、そのうち別紙2の1に掲げる1文書について、その一部を法5条1号及び2号イに該当し、又は不登法153条の規定により法の適用が除外されている文書に該当するとして不開示とし、別紙2の2に掲げる71文書(本件対象文書)について、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書について開示を求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、原処分について、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、審査請求人から提出された開示請求書の記載内容に基づき、別紙2の1及び2に掲げる文書1から文書72までの文書を特定しており、上記の記載内容とほぼ同じ内容で文書を特定していることから、処分庁による対象文書の特定は妥当であると判断できる。

イ 処分庁が本件対象文書は存在しないとして不開示としたことについて検討すると、審査請求人が審査請求書において存在すると主張する行政文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令及び通達上で規定されているものではなく、また、徳島地方法務局における本件事件の筆界特定手続記録(以下「本件手続記録」という。)中にも存在しないことが認められることから、処分庁において作成・保有していないことは明らかである。

ウ なお、別紙2の1のとおり、本件手続記録については、個人識別情報等の不開示部分を除き手続記録一式の開示決定を行っている。

(2) そこで、まず、本件対象文書の特定について検討すると、当審査会において、諮問書に添付された開示請求書を確認したところ、同請求書には、別紙1のとおり、「行政文書開示名は別紙1～8頁の筆界特定書の記載文章内容である」と記載され、8頁にわたる文書(以下「請求書別紙」という。)が添付されており、請求書別紙には、本件事件に係る筆界特定書等の特定の記載や判断について、審査請求人が納得できない事項や疑問がある事項等について、その根拠を示す文書や説明等を求め、それに係る文書の開示を本件開示請求において求める旨が記載されていると認められる。そして、請求書別紙の記載と、原処分に係る決定通知書に記載した別紙2の1及び2に掲げる各文書の名称を対比して検討すると、上記各文書は、請求書別紙の記載を内容ごとに分割した上で、その記載とほぼ同じ内容の記載を本件請求文書に該当する文書として特定したものと認められることから、文書の特定については、特段問題はな

いと認められる。

- (3) 次に、本件対象文書の保有の有無について検討すると、本件対象文書は、上記(2)のとおり、本件事件に係る行政文書であることを前提としたものであって、これらの文書の名称や請求書別紙の記載等に照らせば、筆界特定の検討に当たり作成することが法令及び通達上で規定されているものではないとする諮問庁の説明は、特に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められないから、首肯できる。

さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、筆界特定に関する全ての記録は、通常、事案ごとの筆界特定手続記録にまとめて保存されており、本件事件の筆界特定手続記録(本件手続記録)は文書1として既に原処分において開示決定されていることから、本件手続記録以外の文書ファイルについても探索し確認したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかったとのことであり、この説明を覆すに足る事情もないことから、文書の探索の範囲及び方法について、特段の問題があるとは認められない。

- (4) したがって、徳島地方法務局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、徳島地方法務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙 1（開示請求書の記載）

行政文書開示内容。

行政文書開示名は別紙（略） 1～8頁の筆界特定書の記載文章内容である。

筆界特定書で行政文章の内容を特定しました。筆界特定書内容を精査して行政文書の開示を請求する。内容特定は、筆界記載内容である。

開示を求めます。

## 別紙 2 (原処分において特定した文書)

### 1 一部開示文書

文書 1 行政文書である本件事件に係る筆界特定書（以下「本件筆界特定書」という。）の根拠資料，他の資料を推測し本件筆界特定書を作成した資料としての推量資料及び本件筆界特定書の作成に使用した基礎資料として，本件手続記録。

ただし，本件筆界特定書の写し及び本件筆界特定手続において測量又は実地調査に基づいて作成された図面の写しについては，不登法 153 条の規定により，法の規定の適用が除外されている文書であるため，除く。

### 2 不開示文書（本件対象文書）

文書 2 不登法 123 条に該当しない本件手続記録の○及び○頁の資料で，○から○メートル○を境界線とした資料は不登法に反する資料で判断した事由が正当である証拠の公文書

文書 3 原始筆界創設時の筆界線は，本件筆界特定書の○頁○（○）○及び○で忠実な筆界を表現している説明であるが，忠実な原始筆界を排除して，原始筆界資料を排除した根拠となる資料を示す公文書

文書 4 本件筆界特定書○頁の○（○）○記載内容の判断行政文書。また，当該記載が原始公図と反するとする公的資料。

文書 5 公図に反して特定線 A 面積を特定番地 A に取り入れた敷地を法務局が認め，特定線 A を特定番地 B 先に移動させ，特定線 A を変更させた内容を法務局が認めた時に，公図との相違を認めた根拠資料，又は公図変更を認める資料として判断した資料

文書 6 特定線 A の測量図

文書 7 原始公図に反する現況の調査内容の一例として特定番地 A の面積を示す公文書。原始公図に反する内容を認めた資料，又は変更を推量する確定資料を示す公文書。

文書 8 本件筆界特定書○頁の○（○）○主張の原始公図内容は，甲地○側に特定線 B が，その○側に特定線 A が描画されおり，対測地の境界は特定番地 D の階段の第○段目に沿った線が境界線であると主張するところ，この主張を排除する資料

文書 9 特定番地 A の住民の境界確定書の測量図の調査検証資料

文書 10 本件手続記録の○頁の境界確定書は，国有財産管理者が作成・交付した内容であるが，甲地前所有者，乙地管理者，関係人 1 及び対測地所有者の 4 名が作成した根拠資料及び署名印の存在書面

文書 11 本件手続記録の○頁の境界確定書との効力の相違紙面を示す公文

書

- 文書 1 2 本件筆界特定書の○頁で「境界」と「筆界」を同一視する法務局の判断資料の根拠を示す公文書
- 文書 1 3 甲地前所有者が境界確定書（様式第 4 号の現地協議確認書（以下「様式 4 号」という。）の署名でないもの）に署名している資料
- 文書 1 4 特定個人 A が境界確定書に署名・なつ印した公文書，及び様式集の記載用件の効力が及ぶ内容の規定を説明した公文書
- 文書 1 5 特定個人 A の法律要件の代理権書面，本件筆界特定書の○頁の特定個人 A の境界確定書作成内容及び当該境界確定書を作成する権限を示す資料
- 文書 1 6 筆界申請者の権限が存在しない無権利者の特定個人 A が，本件手続記録の○頁の境界確定書又は本件筆界特定書の○頁の○の○の境界確定書を作成する権限を有するとする法務局の法律要件を示す公文書
- 文書 1 7 乙地管理者，関係人 1 及び対測地所有者の他人の債権契約が，他人である特定個人 A に対して効力が及び，「他人の債権契約の効力」が登記名義人に効力が及ぶ法律要件を示す公文書
- 文書 1 8 特定個人 A の立会人としての様式 4 号の署名・なつ印行為が，様式 4 号以外に効力が及ぶ法律要件を示す公文書
- 文書 1 9 筆界調査委員の意見書の所有権界を排除した資料及び排除された内容の資料
- 文書 2 0 特定番地 A を飛び越えた特定番地 B 先，特定番地 C 先を境界線とした申請が，不登法 1 2 3 条に該当すると判断した法務局の法律要件を示す判断資料
- 文書 2 1 本件手続記録の○頁の○の○（○）○の「境界確定書のとおり」の境界確定書を作成した資料
- 文書 2 2 ○の○側面が原始公図の境界確定書，又は甲地前所有者，乙地管理者，関係人 1 及び対測地所有者の 4 名が作成した境界確定書が，不登法 1 2 3 条の要件を満たしていない隣接地から飛び越えた○の○からの距離について説明する公文書
- 文書 2 3 本件手続記録の○頁の境界確定書又は本件筆界特定書の○頁の○の○の境界確定書は，いずれの境界確定書又は不登法 1 2 3 条の要件を満たしていない境界確定書であるかを示す公文書
- 文書 2 4 ○の○面に沿った線を○ミリメートル○に平行移動した線が甲地○側と乙地の筆界である判断資料
- 文書 2 5 特定番地 A の住民が，本件手続記録の○頁で境界確定を求めた意思表示を示す公文書
- 文書 2 6 甲地前所有者が，甲地を売却後，現地を管理していたことを示す書面又は推測する判断内容の法律要件を示す公文書

- 文書 2 7 立会人としての様式 4 号の署名が、売却後も管理を有する法律要件を示す公文書
- 文書 2 8 他人の法律行為を行う法律要件は、委任用、代理権書等以外で本人を代理する権限を有する法律要件を示す公文書
- 文書 2 9 他人の債権契約が登記名義人に効力が及ぶ法律要件を示す公文書
- 文書 3 0 特定個人 A の様式 4 号の署名・なつ印行為が登記名義人に効力を及ぼす法律要件を示す公文書
- 文書 3 1 特定個人 A の行為が境界確定書に効力を及ぼし、その効力が登記名義人に効力が及ぶ法律要件を示す公文書
- 文書 3 2 様式 4 号の立会人の署名の法的効力の及ぶ範囲の説明資料
- 文書 3 3 法務局の様式 4 号の調査書面資料
- 文書 3 4 本件筆界特定書の○頁の○の○（○）○に記載した同居家族・申請家族が同居していた時は、全ての人が管理権を有する法律要件を示す公文書
- 文書 3 5 夫婦でない者に管理権が存在する法律要件を示す公文書
- 文書 3 6 住所が同一であれば、同一の住民は全て財産管理権を有する法律要件を示す公文書
- 文書 3 7 平成○年○月○日付けの境界確定書に特定個人 A は署名していないところ、同人が署名した署名書
- 文書 3 8 民間人が国管理の印鑑を押印した書面の作成権限を示す公文書
- 文書 3 9 甲地前所有者、乙地管理者、関係人 1 及び対測地所有者 4 名の署名・なつ印証書
- 文書 4 0 同 4 名が作成した境界確定書作成権限を有する当事者としての法律要件を示す資料及び不登法 1 3 2 条 1 項 2 号との関係で作成可能な要件を示す公文書
- 文書 4 1 甲地前所有者の住所が申請代理人と同じ住所であるので、甲地を売却後も現地を管理していた判断の法律要件を示す公文書
- 文書 4 2 同じ住所に住んでいたときは、他人の財産権を管理している法的要件を示す公文書
- 文書 4 3 他人の財産権を管理する法律要件を示す公文書
- 文書 4 4 関係のない他人の行為が、登記名義人に効力が及ぶ法律要件を示す公文書
- 文書 4 5 申請代理人の住所が昔住んでいた住所である説明が、本件筆界特定書の○頁の○の○（○）○の境界確定書との関係で法律要件に該当する要件を示す公文書
- 文書 4 6 他人の住所が代理人と同じ住所であるので代理権が存在する法律要件を示す公文書及び登記名義人の意思表示の内容を示す公文書
- 文書 4 7 様式 4 号の署名行為は代理権を所持した内容に該当する行為を示

す公文書

- 文書 4 8 特定個人 A の署名・なつ印行為が登記名義人に効力が及ぶ内容の法律要件を示す公文書，法律要件が存在しなければ，境界確定書は登記名義人に効力が及ばないことから，これを説明する公文書
- 文書 4 9 本件筆界特定書の○頁の○の○の境界確定書と同○頁の○の○(○)○の境界確定書について相違することを示す書面
- 文書 5 0 無権利者である特定個人 A が境界確定書に署名・なつ印した行為が，登記名義人に効力が及ぶ法律要件を示す公文書
- 文書 5 1 特定個人 A が署名・なつ印した境界確定書
- 文書 5 2 所有権利者でない無権利者の署名・なつ印行為が境界確定書の効力として登記名義人に及ぼす法律要件を示す公文書
- 文書 5 3 乙地管理者，関係人 1 及び対測地所有者の間で有効である他人の債権契約が，法律要件が存在しない登記名義人に効力が及ぶ法律要件を示す公文書
- 文書 5 4 境界確定書に署名・なつ印した行為の根拠を示す資料
- 文書 5 5 無権利者が他人の所有権を処分する権利を有する法律要件を示す公文書
- 文書 5 6 本件筆界特定書の○頁の○の○(○)の明治 8 年 7 月 8 日地租改正事務局議定「地所処分仮規則第四章第 3 条」の法律内容の条文を示す公文書
- 文書 5 7 法律条文の要件内容に反する法的要件に解釈して筆界特定書を作成した権限を示す公文書
- 文書 5 8 特定個人 A 以外の境界確定書に署名した者の氏名及び署名した者の書面
- 文書 5 9 甲地前所有者及び関係人 1 が立会・確認した内容書面，立会・確認した年月日を示す公文書
- 文書 6 0 「債権契約」が有効である行為が，登記名義人に効力が及ぶ法律要件を示す公文書
- 文書 6 1 他人間で有効な法律要件・効果が，他人である登記名義人に効力を及ぼす債権契約の法律要件を示す公文書
- 文書 6 2 ○の○面に沿った線を○メートル○に平行移動させた線との交点，本件筆界の○端点である意思表示を記載した公文書，○メートル○に平行移動させた線との交点である○の意思表示で主張した根拠を示す資料
- 文書 6 3 現地において，○の○面に沿った線を○メートル○に平行移動させた線との交点が筆界特定図面中の○点となったが，本件手続記録の○頁との関係で，当該点を現地において復元する根拠を示す公文書
- 文書 6 4 ○点を特定番地 A 所有者が，本件手続記録の○頁の「官民境界線

の設定についての伺い文」を稟議するための申請書に記載した当該点の書面を示す資料

文書65 ○の主張する隣接地の要件は、不登法123条に反する要件であり、本件手続記録の○頁の申請書内容に○メートルの記載が存在しないのに、○メートル○を境界とする効力を認める判断及び法律要件を示す公文書、法律要件の開示及び申請書を示す公文書

文書66 筆界特定図面中の○点を判定する申請書を示す公文書

文書67 様式4号の立会確認が、境界確定書の立会・確認に効力が及ぶ法律要件の説明、甲地前所有者の署名内容要件を示す公文書、その署名が境界確定書の署名である資料、登記名義人に効力が及ぶ公文書

文書68 他人の債権契約が、登記名義人に効力が及ぶ法律要件を示す公文書

文書69 無権利者の行為が登記名義人に効力が及ぶ法律要件を示す公文書

文書70 ○の○へ○メートルが境界であることを示す公文書

文書71 甲地前所有者、乙地管理者、関係人1及び対測地所有者4名の押印が存在する整合性のある境界確定書及び整合性のを関連付けることを示す公文書

文書72 本件筆界特定書を根拠付ける架橋を示す公文書